

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定によつて、大規模小売店舗の新設の届出があつた。

平成二十年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

西条ファッションモール

2 所在地

東広島市西条町土与丸五丁目八七〇番地六外

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社 しまむら 代表取締役 野中 正人

住所 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九番四号

2 小売業を行う者

名称 株式会社 しまむら 代表取締役 野中 正人

住所 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九番四号

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年十一月十五日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千二百四十六平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の収容台数

八十五台

2 駐輪場の収容台数

三十台

3 荷さばき施設の面積

百十六平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の容量

十八立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前十時、閉店時刻 午後八時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後八時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数

一か所

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

七 届出年月日

平成二十年三月十四日

八 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二号）（平成二十年三月三十一日まで）

東広島市産業部商業観光課（東広島市西条上市町七番四二号）

2 縦覧期間

平成二十年三月二十七日から平成二十年七月二十八日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

九 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十年七月二十八日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（平成二十年三月三十一日まで）

東広島市産業部商業観光課（平成二十年四月一日から）